

令和3年 第1回
組合議会定例会会議録

開会 令和3年2月16日
閉会 令和3年2月16日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和3年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 招集年月日 令和3年2月16日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階会議室
- 開会（開議） 午後2時30分
- 出席議員（12名）

1番	中村博美君	2番	坂巻文夫君
3番	中村安雄君	4番	関戸勇君
5番	入江洋一君	6番	赤羽直一君
7番	高梨隆君	8番	長谷川信市君
9番	伯耆田富夫君	10番	岡本昌弘君
11番	直井誠巳君	12番	豊島葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	藤井信吾君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
事務局長	山中毅君
消防長	石塚敦君
消防次長	岡野智行君
管理課長	瀬崎香代君
環境センター所長	稲川光一君
管理課長補佐	浜野猛君
管理課長補佐	酒井義男君
環境センター所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
- 職務のため出席した者
枝川 温、池田 聡 史

議 事 日 程

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	管理者報告	
日程第4	議案第1号	常総運動公園管理条例について
日程第5	議案第2号	常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第3号	東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて
日程第7	議案第4号	常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について
日程第8	議案第5号	令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について
日程第9	議案第6号	令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

開 会 午後2時30分

○議長（中村安雄君）

只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和3年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会は、成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、管理課長、環境センター所長、管理課長補佐、環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村安雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により、4番 関戸勇君、10番 岡本昌弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村安雄君） 日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。
よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。
-

日程第3 管理者報告

- 議長（中村安雄君）日程第3 管理者報告を行います。
管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者 松丸修久君。
- 管理者（松丸修久君）令和3年第1回組合議会定例会にあたり、管理者報告をさせていただきます。
- 初めに、今般の最大の懸案であります新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。茨城県独自の緊急事態宣言が2月末まで延長となる中、県有施設は2月8日から順次再開することを受け、常総運動公園も感染対策をとったうえで同日から再開しております。地域交流センターは全館営業をしておりますが、レストランについては夜8時までと営業時間の短縮をしております。また、障がい者支援施設は家族の面会、入所者の一時帰宅及び外出について自粛を継続しております。
- 広域消防では、本年に入り保健所から感染者の移送業務依頼が増加していることから、消防力の維持確保に万全を期すため、日中の移送業務に限定し、日勤者による救急隊の運用を2月から開始しております。引き続き全職員一丸となって、消防救急業務に当たるとともに職員の罹患防止対策を徹底してまいります。
- 次に、諸般の事務事業についてご報告を申し上げます。
組合全体の事業として、消防署所を含めた各所属間を結ぶ庁内ネットワークを構築し職員の勤怠管理、財務会計等の基本的なシステムを導入することにより事務の効率化を推進してまいります。
- 常総環境センター関係では、今後10年間の安定したごみ処理を継続するため、昨年11月に令和3年度から12年度までの包括的な運営管理委託契約を締結いたしました。
- ごみの搬入量は1月末までで、6万1,045トン、前年度と比較して、683トンの増加であります。コロナ禍の自粛生活により家庭系の個人持ち込みは、1,122トンで、前年度と比較して133トン増加、一方で営業時間の短縮等による事業活動の縮小により、事業系の持ち込みは、1万323トンで880トン減少となっております。全体的なごみ量は増加しており、焼却施設の稼働率は99%と危機的な状況で運転をしていることから、ごみの発生抑制と減量化を各市に強く要請してまいります。
- なお、資源物のペットボトルとプラスチック製容器包装の1月末現在の資源化率は、ペットボトルが73%で前年度より0.5ポイント増、プラスチック製容器包装が42.6%で前年度より0.2ポイント増と微増であります。今後とも家庭での分別の徹底と品質の向上をお願いし、資源化率の向上がごみの排出量を減らすことにつながることをPRするとともに、基本的な生活様式として、5Rを推進し循環型社会を構築してまいります。
- 施設排ガス等の1月末現在の環境測定結果については、ダイオキシン類が国の基準値1ナノグラムに対し、0.0013ナノグラムで、その他の排ガス等についても、いずれも国の基準値を大きく下回る数値で、安全な運転を継続しております。

ごみの焼却による発電は、発電能力 3,000 キロワットで月平均 90%の発電率を維持しており、電気料の大幅な節約となっております。

指定廃棄物一時保管については、保管場所周辺の放射線量率が平均 0.09 マイクロシーベルトで、国の基準値 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回る数値であり、今後も地域の皆様の安心・安全を第一に保管状況の監視を続けてまいります。

焼却灰等の最終処分については、県内 2 箇所、県外 2 箇所の計 4 箇所の処分場にて適正処分をしております。溶融スラグについては、再生加熱アスファルト、再生コンクリート製品として有効利用を推進し、最終処分量の削減を図ってまいります。

次に、常総運動公園関係では、1 月末までの総利用者数は、10 万 6,032 人で、前年度と比較して、7 万 6,818 人、42%の減と新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休園、再開後の各種公的行事の自粛等により大きく減少しております。施設関係につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、令和 3 年度に室内温水プール改修工事を計画しております。また、現在マーケットサウンディングを実施し、令和 4 年度からの指定管理者による管理運営に加え、Park-PFI 等の民間活力による公園整備手法の可能性を検討しております。

次に、常総広域地域交流センター、いこいの郷常総では、1 月末までの総利用者数は、5 万 4,678 人、前年度と比較して、4 万 9,960 人、47.7%の減で、運動公園同様に臨時休館や営業時間の短縮等により大きく減少しております。また、この感染症に起因し、指定管理期間満了前に指定管理者が撤退するという事態が生じましたが、議会をはじめ関係各位のご支援・ご協力により休館することなく、シダックス株式会社に指定管理を引き継ぐことができました。感染症の収束が見通せない中ではありますが、利用者が安心して施設を利用できるよう管理運営に努めております。

次に、障がい者支援施設、常総ふれあいの杜では、常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者が入所する施設として、指定管理者による管理運営を行っております。施設関係では、入所者が快適に生活できるよう、今年度、各個室をビル用マルチエアコンから家庭用のエアコンに、また、寝た姿勢で入浴できる仰臥位入浴槽の更新を実施しました。来年度も引き続き共有部分のエアコンと座台式入浴槽の更新を実施すると共に、計画的な改修を進めてまいります。

次に、広域消防の運営状況についてご報告を申し上げます。消防事業については、3 署 5 出張所、再任用 15 名を含む 267 名体制で消防力の充実強化を図り、住民の生命、財産を守るため、消防・救急業務を実施しております。

なお、広域管内の 1 月末までの火災出動件数は 43 件で前年度と比較して 1 件の増。救助出動件数は 107 件で、前年度と比較して 9 件の減であります。救急出動件数は前年度と比較して、527 件減少し、4,551 件となっております。この減少については、昨年 3 月頃から急病による出場件数の減少傾向が顕著であることから、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われまます。また、感染者の移送業務件数は、現在 11 件となっております。本部指揮隊の出場件数は、339 件で前年度と比較して 8 件の増であります。

次に、今年度の重点事項として、不祥事を含む全てのハラスメントを根絶するため、ハラスメント等撲滅推進会議要綱を定め、9 月より運用を開始し、撲滅施策の協議・立案を行い、職員全体及び階級別の研修会を開催するなどハラスメントのない職場づくりに向けた取組みを行っております。

最後に、令和 3 年度、施設・装備関係では、女性消防職員の施設充実のため守谷消防署の改修工事を計画し、職場環境の整備を推進してまいります。また、車両につきましては化学消防ポンプ車、輸送バス、広報車の更新を計画しており、さらなる消防装備力の維持・強化を図ってまいります。

以上、諸般の状況を申し上げ、管理者報告とさせていただきます。

○議長（中村安雄君）以上で管理者報告を終わります。

日程第4 議案第1号 常総運動公園管理条例について

○議長（中村安雄君）日程第4 議案第1号 常総運動公園管理条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

常総運動公園の指定管理者制度等の導入に向け、新規条例を制定し、現行の常総運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

新規条例の主な内容は、都市公園法において、地方自治体の条例で定めることとしている事項の整備、民間資金を活用した新たな整備・管理手法の公募設置管理制度による建蔽率の特例、公園内の工作物や施設の設置における占用許可等の規定並びに地方自治法における指定管理者制度の規定を設けるものでございます。よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。続いて、事務局より補足説明があります。施設課長補佐、瀬尾匡央君。

○施設課長補佐（瀬尾匡央君）はい。常総運動公園管理条例につきまして、補足説明させていただきます。

本会議前の全員協議会で報告させていただきましたとおり、現在マーケットサウンディングを実施しており、民間事業者からの事業アイデアを広く募集しているところであります。サウンディングにより得られましたアイデア等を踏まえまして、今後、公募設置等指針の策定に進んでまいります。

しかしながら、現行の常総運動公園の設置及び管理に関する条例は、公園施設の使用方法や使用料等を定めた内容のみの規定でありまして、このような官民連携を推進するための規定等が設けられておりません。

通常、各市町村では、それぞれの区域内に複数の都市公園が設置されており、その設置及び管理に関する統一基準を、都市公園法に基づき、都市公園条例として定めております。

当常総運動公園でも、設置管理許可期間の延伸で、通常最長10年が20年まで可能になります。また、建蔽率の特例で、カフェ、レストランなど便益施設の建蔽率は2%ですが、本制度による場合は休養・運動施設などと合算して10%まで上乗せ可能になるなど、規制緩和がなされることから、現行の都市公園法で規定しております制度を十分活用できるようにと、新たな条例を制定するものです。以上でございます。

○議長（中村安雄君）以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。反対討論です。

この議案は全員協議会で説明された常総運動公園の新たな指定管理者制度の導入に伴うもので、今回の条例改正案は都市公園法の改正において設置することができるようになった Park-PFI と言われる公募設置管理制度を常総運動公園に導入することについて、全協において質疑をしましたが、民間の創意工夫によるサービスレベルの向上、利用者の利便性向上との理由が反対するものではありません。しかし、今までどおりではサービスの利便性の向上ができないのか、創意工夫が発揮できないのか、という疑問を持ちました。また、新たな管理者は大手が多く、地域の中小の業者が仕組み上、受けられなくなるのではないかと危惧をしています。公益の施設のあり方からも疑問を持つものです。政府の骨子、いわゆる骨太方針では、行政と民間の連携強化、公共事業の民間開放施設、PFI の抜本的な転換を図るなどが言われております。私はこの事業には疑問を持っている。このようなことから、反対するものです。

○議長（中村安雄君）次に賛成討論の方、ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。

議案第1号 常総運動公園管理条例については、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

○議長（中村安雄君）起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中村安雄君）日程第5 議案第2号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

常総広域地域交流センターの管理運営につきましては、指定管理者による管理運営と規定しておりますが、今年度に生じた指定管理者の指定取り消しを踏まえ、指定管理者が不在となった場合の直営による管理運営の規定等を新たに設けるとともに、指定管理者が行う管理の基準を定め、語句の整理をするものでございます。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号 常総広域地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて

○議長（中村安雄君）日程第6 議案第3号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについて、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に組合が要した平成23年度から平成30年度までの費用のうち、支払いに応じていない損害賠償額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。
議案第3号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立てについては、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
-

日程第7 議案第4号 常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について

- 議長（中村安雄君）日程第7 議案第4号 常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
管理者 松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。
常総広域地域交流センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に起因し前指定管理者が指定期間満了前に撤退したことに伴い生じた当組合に対する違約金及び損害の賠償と、当該指定管理者に対する施設休業に伴う補償に関し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号 常総広域地域交流センター前指定管理者との和解について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について

○議長(中村安雄君) 日程第8 議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) 提案理由を申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算(第6号)については、歳入歳出それぞれ3,081万3千円を減額し、歳入歳出総額66億3,625万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金の土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の確定により減額し、消防費国庫補助金で補助率が100%となったことにより増額し、組合債の総務債、民生債、土木債及び消防債で各事業費確定に伴い減額するものでございます。

歳出では、総務費の地域交流センター費で、前指定管理者との和解により指定管理料を減額し、各事業費の契約額確定により総務費の防災センター費、民生費、土木費及び消防費を減額するものでございます。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(中村安雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算
について

- 議長(中村安雄君) 日程第9 議案第6号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
管理者 松丸修久君。

- 管理者(松丸修久君) 提案理由を申し上げます。
令和3年度一般会計予算は、歳入歳出総額71億4,352万5千円で、前年度と比較して、5億5,070万7千円、8.4%の増額であります。
歳入の主なものは、分担金及び負担金で8.7%の増加、組合債で29.2%の増加であります。歳出の主なものは、衛生費では、ごみ処理施設運転管理委託料の増加により、13.2%の増加であります。土木費では、設備の老朽化による室内温水プール改修事業の実施等により88.1%の増加であります。消防費では、人件費及び更新車両の減により、2%の減少であります。
よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしく願いいたします。

- 議長(中村安雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。
続いて、事務局より補足説明があります。
管理課長 瀬崎香代君。

- 管理課長(瀬崎香代君) はい。補足説明をさせていただきます。
お手元のほうに令和3年度一般会計予算書、資料1の予算算出基礎資料、資料2の予算参考資料、資料3の一般会計予算総括表とございます。まず資料1の予算算出基礎資料をお願いいたします。こちらが関係市町負担金の算出基礎資料でございます。5頁をお願いいたします。A3版のカラーの表になります。令和3年度関係市町負担金算出計算書前年度比較表になります。表の左手にあります、区分が歳出款別の負担割合で、予算額【A】が歳出款別の予算額で、3段書きの上段の黒字が3年度の予算額、中段の青字が2年度、下段の赤字が比較となっております。一般事業分の予算額は下から3段目の小計欄の黒字で42億3,129万円、2年度と比較しまして5億9,090万円増額となっております。下に参りまして消防分の予算額は29億1,223万5千円で、4,019万3千円減額です。合計いたしまして、予算額は71億4,352万5千円で、5億5,070万7千円の増額をお願いするものでございます。右に参りまして歳入では国庫支出金、地方債と増額、使用料及び手数料、繰越金等減額の見込みとなりまして、関係市町負担金は59億6,761万4千円、2年度と比較しまして4億7,661万9千円の増額とさせていただきます。
続きまして予算の概要を、資料3の令和3年度一般会計予算総括表で説明させていただきます。表の説明ですが、左から款、項、目、内容、令和3年度予算額、令和2年度当初予算額、比較、右半分は令和3年度予算の主な増減理由です。
歳入の2款使用料及び手数料をお願いいたします。黒塗りの行になりますが、令和3年度

予算額は3億425万4千円で、2年度と比較しまして3,075万5千円減額となります。減額の主なものは1項使用料の2目土木使用料で、比較の欄になります、1,394万5千円の減収を見込んでおります。減収の内容としまして頁の右半分をご覧ください。温水プール使用料では、3年度に温水プールの改修工事を予定しております6月から3月までの10箇月間休場することによる減額を見込んでおります。また、屋外プール使用料では2年度にコロナ対策として2時間単位での入替性を実施しましたが、3年度も引き続き継続することを見込みまして、2年度実績を参考に減収を見込むものでございます。また、下に参りまして夜間照明使用料と総合体育館冷房使用料につきましては、料金改定に伴い無料としましたので皆減となるものですが、夜間の利用率も増加しているため、**テニスコート、野球場、自由広場につきましては**増収を見込むものでございます。また、自動販売機設置使用料につきましては、貸付収入とし、財産貸付収入に組み替えるものでございます。

下に参りまして、2項手数料1目衛生手数料では、2年度と比較しまして、1,436万7千円の減額となっております。廃棄物処理手数料は、増加傾向にある家庭系ごみの搬入量を323トン増で見込む一方で、コロナ感染症の影響による事業活動の低迷により事業系ごみの搬入量は884トン減で見込むものでございます。

下に参りまして3款の国庫支出金をお願いいたします。予算額は、1億1,259万3千円で、2年度と比較しまして、4,360万7千円の増額です。1目衛生費国庫補助金の、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は、前年度と同額計上です。また、2目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金を活用し、室内温水プール、野球場、駐車場照明設備の改修を実施するものです。3目消防費国庫補助金では緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し化学消防ポンプ自動車を購入するものです。下に参りまして消防・救急体制整備費補助金は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う感染防止用資機材購入事業について補助を受けるものでございます。

4款の財産収入は、333万8千円で皆増となります。自動販売機の設置敷地使用料を貸付としまして土地貸付料を計上しました。

2頁をご覧ください。5款の繰越金をお願いいたします。予算額は、1億5,617万7千円で、2年度と比較しまして5,462万3千円の減額となります。繰越金につきましては令和2年度9月末現在の執行状況から精査し見込みを算定しております。共通分は1億3,605万4千円、消防分は2,012万3千円を見込んでおります。6款諸収入の予算額は、4,684万9千円で、2年度と比較しまして、1,237万9千円減額となります。減額の主なものは、雑入の中段になります、発電余剰電力売電料で売電電力量は前年度比9,600kWh増の見込みですが、非バイオマス単価の値下がりにより減額となるものです。その下の有償入札に係る拠出金はペットボトルが有償で引き取られているもので、前年度と比較して引渡し量が19トン減また、拠出金単価の減による減額です。2項目下のスポーツ振興くじ助成金は前年度実施の事業によるもので皆減となります。

下に参りまして7款組合債をお願いいたします。予算額は、5億5,270万円で、2年度と比較しまして、1億2,490万円の増額です。増額の主なものは3目土木債の室内温水プール改修事業に係る借り入れになります。起債につきましては歳出予算のほうで合わせて説明させていただきます。歳入につきましては、以上になります。

続きまして、3頁をご覧ください。歳出は各所属からご説明させていただきます。まず、管理課所管からご説明させていただきます。1款の議会費は87万6千円で、2年度と比較いたしまして、3万円の減額です。2年度に先進地視察を計上したことにより減額となっております。

2款の総務費は事業ごとに説明させていただきます。1項総務管理費1目一般管理費をお願いいたします。予算額は1億2,642万4千円で、2年度と比較しまして、2,618万円の増額と

なります。こちらは管理課の経費で、人員につきましては、再任用の建築士が65歳を迎え退職となることから、1名減により、給料で283万8千円と共済費で64万3千円減額となりますが、定年退職者が1名いることから退職手当負担金の増で、職員手当等で372万8千円増額となります。また、非常勤職員の新規計上分は、指定金融機関の常陽銀行が集金サービスを取りやめたことで、こちらから銀行に出向く業務が増えたため、会計補助に会計年度任用職員を募集するものでございます。

また、各課共通事項として、弁護士に相談する事案が増えていることから、守谷市の市川弁護士と顧問契約を結び謝礼金を各課に振り分け計上いたしました。また、通信運搬費、保守管理委託料、ネットワークシステム整備委託料、システム借上料の新規・増額についてですが、現在組合では各課でインターネットは接続しておりますが、組合全体を結ぶネットワークは整備されておられません。また、人事給与システムは導入しておりますが、勤怠管理、財務会計等導入していないため、職員289名の勤怠管理を紙ベースで管理している状態です。事務の効率化・ペーパーレス化を推進するため、令和3年度に庁内ネットワークを整備し、基本的な財務会計・人事給与・勤怠管理システムを導入し、順次運用していくものでございます。経費につきましては、各所属に分割可能な費用はそれぞれの費目に計上しております。

下に参りまして派遣職員負担金は、再任用の建築士の退職に伴いまして守谷市から、工事の設計審査や施工監理に精通する技術職員の派遣をお願いするものでございます。

次に2目の職員共同研修費の予算額は、634万4千円で、2年度と比較して、80万6千円の増額です。主なものは委託料で、コロナ感染症の感染拡大防止のため1回あたりの受講定員を減らしたことによる研修回数の増及び研修で使用するテキストを委託料に含めたことによる増額です。

次の4頁をお願いします。2項防災費1目防災センター費の予算額は2,043万5千円、2年度と比較しまして、637万1千円の減額となります。減額の主なものは、バツ印が付いております工事請負費で、2年度に耐火塗装改修工事1,441万円を計上し皆減となるものです。一方で増額の主なものは、修繕料で、設置後20年が経過した高圧引込開閉器及び高圧ケーブルの交換修繕と窓ガラス飛散防止用ガラスフィルムとの交換修繕を計画するものです。下に参りまして委託料の点検整備委託料では、20年が経過した非常用発電機のオーバーホール費用を計上し増額となるものです。下に参りまして3項の監査委員費は21万4千円で前年度、同額計上です。

次に7款の公債費をお願いいたします。予算額は、11億7,652万5千円で、2年度と比較しまして、1,898万7千円の減額で、元金・利子共に減額となります。

8款の予備費は、共通分・消防分ともにそれぞれ5千万円の定額計上とさせていただくものです。緊急の経費につきましては、これまでは事業費の0.5%を予備費で計上し対応してまいりましたが、前回坂巻議員から、常総市の水害のように50年に一度といわれるような災害が毎年のように各地で頻発しており、緊急時の財源をどうするのかという質問もございました。元年度の坂手町火災の際は、消防分の資金が不足し、共通分の繰越金から一時借用しましたが、共通分につきましても東京電力からの賠償金収入がなくなりまして、歳入の余剰金が見込めない状況です。当組合には財政調整基金がございませんので、今後は予備費の定額計上をお願いするものでございます。

管理課所管は以上でございます。

○議長（中村安雄君）施設課長補佐 瀬尾匡央君。

○施設課長補佐（瀬尾匡央君）はい。資料3、5頁をお開き下さい。施設課所管の事務事業の予算案につきまして、ご説明させていただきます。

2 款総務費、1 項 3 目地域交流センター費、予算額は 5,078 万 8 千円で、前年度と比較しまして、2,146 万 9 千円、73.2%増額です。こちらは、いこいの郷常総の経費で、増額の主なものは、需用費の修繕料で、防水修繕、給水ポンプ、循環ポンプの部品交換修繕で 520 万 7 千円増、委託料の指定管理委託料で 1,732 万 5 千円増、また、点検整備で熱交換器の分解整備 156 万 8 千円、調査業務で隔年実施の建築基準法に基づく建築物定期調査業務で増額となっております。

続きまして、3 款民生費、1 項 1 目、障害者福祉費の予算額は、4,692 万 1 千円で、前年度と比較しまして 4,361 万 2 千円、48.2%の減額です。こちらは、ふれあいの杜の経費であります。資料 2 の予算参考資料、20 頁をお開き下さい。③重点事業計画の A、空調設備更新事業第 2 期で、当初計画では令和 2 年度単年度事業の予定でありましたが、実施設計で電気工事内容見直しにより、事業費が増額となったため、2 期に分けたものです。令和 2 年度は、平面図の緑色と水色の部分、入居棟を優先して更新し、3 年度はピンク色の部分、訓練棟と交流ホールを更新いたします。前年度と比較しまして、設計監理委託料と工事請負費合わせて 4,834 万 5 千円の減額です。次の頁、21 頁をお開きください。備品購入費で座位式介護浴槽 6 台購入するものです。前年度は仰臥位浴槽 1 台を購入させていただきました。この座位式介護浴槽は、座った状態で入浴できる浴槽で、6 つのユニットに 1 台ずつ設置しております。空調設備更新、備品購入、いずれも財源には充当率 80%の社会福祉施設整備事業債を活用する計画であります。

資料 3 の 5 頁に戻っていただきまして、5 款土木費、1 項 1 目公園管理費の予算額は、6 億 2,910 万 2 千円で前年度と比較しまして 2 億 9,470 万 7 千円、88.1%の増額であります。

主なものは、職員 11 名分の人件費で、7,465 万 7 千円、前年度比較では、再任用職員 1 名減、会計年度任用職員 1 名増で、公園内の植栽管理を行う職員の確保であります。10 節、需用費では、室内温水プール改修工事で 10 箇月の休場を予定しており、薬品類、光熱水費の減額等により、299 万 2 千円の減です。

6 頁をお願いします。12 節、委託料についても、プール改修工事により公園運営管理委託料が 3,886 万 3 千円減額、一方で搬入路の桜の木強剪定を行う植栽管理委託料 196 万 8 千円増、点検整備で、井水ろ過器ろ材交換、空調設備のフィルター等の部品交換増により、575 万 9 千円増、設計監理で、温水プール改修工事施工監理、駐車場照明設備、野球場改修工事、駐車場防犯カメラ設置工事の実実施設計等により 1,468 万円増、委託料合計では、1,688 万 6 千円の減額です。

再度、資料 2 の予算参考資料、28 頁をお開きください。室内温水プール設備の劣化部分を掲載しております。建物及びプールの劣化調査の結果を踏まえまして、緊急度の高い、屋根部の雨漏り、プール缶体及び固定金具の腐食、配管の腐食、不点灯箇所が多数生じています照明の LED 化等の基幹部分を中心に改修工事を計画しております。財源は、長寿命化計画に基づく改修のため、社会資本整備総合交付金、対象事業費の 2 分の 1 相当、補助裏を充当率 90%の公共事業等債、充当率 75%の一般事業債、その他事業を活用する計画であります。

総括表 6 頁に戻っていただきまして 14 節、工事請負費で、園内の安全管理のため駐車場出入口に防犯カメラ設置工事を実施、工事請負費の前年度比較では、3 億 2,156 万 1 千円の増額となります。17 節、備品購入費では、庁用器具費で温水プール用コインロッカー 12 台、の購入等による 211 万 4 千円の増額です。18 節、負担金補助及び交付金では、前年度、派遣職員 1 名分の予算計上したことによる 979 万 1 千円減額です。

施設課所管の予算は以上であります。

○議長（中村安雄君）環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君）はい。続きまして、衛生費の説明をさせていただきます。

資料3、令和3年度一般会計予算総括表7頁をご覧ください。4款衛生費の予算額は、22億2,043万7千円で、昨年度と比較しまして、2億5,905万4千円の増額となります。

1項1目の環境センター費は、22億1,867万4千円で2億5,905万9千円の増額です。主なものは、任期付き職員1名採用などにより、給料・職員手当等・共済費を合わせた人件費で817万8千円の増額。

10節、需用費の光熱水費では、393万7千円の減額、電気料で基本料金見積の減額及び蒸気タービン定期検査を前年度実施したことによる買電量減等による減額です。

12節、委託料の運転管理委託料で、平準化した10箇年の長期包括契約に基づき、補修工事の増による維持管理業務費、2億6,514万6千円の増額です。

予算の算定につきましては、資料2、予算参考資料の24頁をご覧ください。②ごみ処理施設運営管理計画のア、(4)運営管理委託算出で予算額を算定しております。上から、(a)基準委託料15億8千万円に(b)基準資源物売払額として8千万円の収入を見込み、(a)と(b)を合わせた額15億円が税抜きの想定委託料となります。こちらに実績に応じ精算分として、(c)物価変動費、(d)ごみ量変動費及び(e)資源物売払い差額を加えた額が税抜きの委託料となります。ここで(c)物価変動費は、下の表で算定するものですが、各費用について厚生労働省の毎月労働統計調査などの指数を年度比較し、変動率により算定するものです。ただし、初年度は変化なしとしております。(d)ごみ量変動費は、頁の一番下で算出しておりますが、基準計画処理量の処理で使用する燃料や薬品の費用を契約しているため、実際のごみ処理量で燃料及び薬品費を精算するもので、頁の一番下で算出しております。ごみ量変動費単価として燃料と薬品費の合計額を基準計画処理量で除して、1トン当たり1,337円を算出し、ごみ量変動費は、令和3年度のごみ処理計画に基づき、処理量6万7,658トンから基準計画処理量を引き、プラスマイナス1%は免除することから基準処理量の1%を控除した量にごみ量変動費単価1,337円を乗じた376万4,992円が(d)ごみ量変動費となります。上に戻っていただき、(e)資源物売払差額は、8千万円の資源物売払収入がなかった場合3千万円まで差額を精算するものです。以上の内容により委託料を算定しております。

ページをめくっていただき26頁をお願いします。③常総環境センター重点事業計画のア、消火栓設備増設工事は、可燃ごみピット内などで火災等が発生しており、プラットホームに消化設備がないことから、281万9千円で消火栓を増設するものです。

A3判の資料3の7頁に戻っていただきまして、18節、負担金補助及び交付金では、前年度に敦賀市民間最終処分場行政代執行費用負担金で抜本対策工事費と令和元年度までの水処理施設維持管理費を支出したため、1,516万9千円の減額です。

2目の放射能対策費では、176万3千円で前年度と比較して5千円の減額です。放射性物質を含む指定廃棄物を適正に保管するために要する経費となります。

以上4款衛生費の説明を終了します。

○議長（中村安雄君）消防長 石塚敦君。

○消防長（石塚敦君）はい。続きまして、最後に消防費につきましてご説明をさせていただきます。次の頁、8頁をお開きください。6款の消防費は、27億6,545万9千円で、前年度と比較しまして、5,650万9千円の減額となります。

1項1目の消防総務費では、24億595万7千円で、前年度と比較しまして、65万7千円の増額です。内訳としましては、人件費で給料、職員手当等、共済費を合わせて前年比3,241万5千円の減。内容は、職員12名退職、12名の採用、再任用短時間勤務職員3名減により、前年度より3名減の266名となり、給料、地域手当、期末及び勤勉手当などが減額となります。また、対象扶養親族の減数の見込による扶養手当が減額、いばらき消防指令センター通勤時の高速道路使用料を全額公費負担とし、その費用を使用料及び賃借料で計上としたことによる通勤手当が減、支給月数0.05月分引下げによる期末手当の減額、勤務該当者減による休日勤務及び夜間勤務手当の減額、そして定年退職予定者1名減による退職手当負担金の減額、支給対象者の減を見込み児童手当が減額となります。一方で、支給額の見直しによる管理職手当の増、支給対象者増の見込みによる住居手当及び負担率の引上げによる共済組合負担金が増額となります。

続きまして表中段からの需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料は前年度と比較いたしまして合計で1,698万9千円の増額。そのうち1,294万8千円が、ネットワークシステム整備事業による増額となります。その他の増額項目は、表の中段に戻っていただきまして、需用費の消耗品費で、感染症対策備蓄品及び東京オリンピック・パラリンピック用感染防止資器材購入などにより薬品類で236万5千円の増額。7行下に移りまして、委託料の感染症予防等医療委託料で、総務省消防庁より、大規模な国際的イベントを控えていること等を踏まえ、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の4種の抗体検査及び破傷風を含む5種のワクチン接種に取り組むこととの通知に基づき、対象者をおおむね半数で分け2箇年でワクチン接種を実施することによる402万円の増額、6行下に移りまして、使用料及び賃借料の寝具等借上料では感染症対策のため、隔日勤務者の寝具カバー類を専有としたことによる103万5千円の増額、その下の有料道路通行料で、いばらき消防指令センター通勤時の高速道路通行料を全額公費負担としたこと等による180万2千円の増額です。

次に、備品購入費では、庁用器具費が新基準の防火衣を7年サイクルでの更新計画により、前年度との比較で20組増による増額、また、拡声器、冷蔵庫2台、洗濯機2台及びロッカー3台などの購入と前年度購入品とを相殺して83万7千円の増額となります。機械器具費では、耐用年数の経過した空気ボンベ16本の更新及びドローン購入等により警防用品の増額、水難救助用ウェットスーツ類の更新と前年度購入の化学防護服及び除染テント・除染シャワー購入等を相殺して救助用品の減額、骨盤固定器具2個購入と前年度救急隊用ベスト等の購入を相殺して救急用品の減額により、備品購入費で80万3千円の減額です。

負担金補助及び交付金では、3箇年でのコンピュータ機器更新事業実施による、いばらき消防指令センター負担金の年次額の増額等により1,659万9千円の増額となっております。

次の頁をお願いします。2目の消防施設費は、3億5,950万2千円で前年度と比較しまして、5,716万6千円の減額です。内容としましては、需用費では、消耗品費で共同整備した携帯無線機の交換バッテリー更新数20個増による増額。修繕料で、修理実績計上による備品修繕料の減、消防署所和式便器等交換、気象観測装置更新の実施と前年度の実施修繕とを相殺して庁舎修繕料の減額、バッテリー交換車両4台増及び3か年の修理実績による車両修繕料は増額となりますが、需用費で354万3千円の減額です。

次に、役務費では、対象車両6台減による車検整備料の減額及び前年度実施の署活動系無線局再免許申請・周波数改修及び変更手数料の減などにより、前年比187万8千円の減額です。

次に、委託料では、点検整備委託料で隔年実施の溶液分析による空調設備点検整備委託料

の増、同じく隔年実施の泡消火装置点検委託料の増、守谷消防署他5署所の自家発電設備点検委託料の増、見積の値上がりによる救急医療用機器定期点検委託料の増による点検整備委託料356万1千円の増額となります。システム変更業務委託料は、いばらき消防指令センターの指令システムに、令和3年度更新予定の化学車をタンク車兼用としての変更及び現在未登録の消防本部の指揮隊を登録するシステム変更による690万8千円の増額となります。設計監理委託料は、守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事施工監理委託による増と前年度実施の施工監理委託との相殺により、553万3千円の減で、委託料では前年比511万3千円の増額となります。

工事請負費では、女性消防職員採用に向けた仮眠室、浴室、トイレの整備及び老朽化した屋外訓練施設を改修する守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事による2億259万8千円と、前年度実施による工事との相殺により1億8,210万5千円の増額となっております。

次に、備品購入費では、車両購入費で、前年度、はしご付消防車1台、水槽付消防ポンプ車1台、高規格救急車1台の合計3台の更新でしたが、3年度は、水海道消防署配備の化学消防ポンプ車1台、消防本部配備の輸送バス1台、東部出張所配備の広報車1台の合計3台の更新購入で、差引2億3,716万5千円の減額、機械器具費で、署活動系無線機の購入台数5台減による124万5千円の減額により、合わせて2億3,841万円の減額です。

最後に資料2の予算参考資料をご覧ください。資料の30頁からが消防費になります。めくっていただいて、次の31頁下の段には、消防施設費、工事請負費において予算説明をさせていただいた、守谷消防署庁舎及び訓練施設改修事業における財源内訳と昭和59年建設の訓練施設の現況となっております。次の頁には女性消防職員採用に向けた既存の庁舎を利用した改修工事計画図となっております。さらに頁をめくっていただいて、最後の頁には更新車両のイメージ写真を添付させていただきました。引き続き消防力の強化と安全運用に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中村安雄君）以上で補足説明が終わりました。会議も長くなりましたので、ここで暫時休憩といたします。

（午後3時35分休憩 ・ 午後3時40分開議）

○議長（中村安雄君）休憩前に復し会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。まず、1点目ですが、令和2年度第2回定例議会で気候変動と異常気象のもとで自然災害が多発するなど重大な問題についてCO₂削減についてふれ、その一つに、ごみの減量化と資源の再生について発言しました。議案第6号、令和3年度の予算を審議するうえで、ごみの減量化と資源の再生は衛生費に関わる課題でもあります。常総広域は4市に関わるのですが、それぞれの行政が、ごみの減量化と資源化について、気候変動と異常気象のもと、どのように捉えているか把握できていますか。

2点目といたしまして、国の機関をはじめ様々なところで気候変動と異常気象の今後の予測について情報を伝えています。先日もNHKテレビで世界的な食糧問題について、飢餓の危険について警鐘を鳴らしていました。気候変動と異常気象を抑えるため、今後10年間の取

組みにかかっているとしています。気候非常事態宣言を出している自治体でも、一般廃棄物、ごみの処理に関わる基本計画など具体的な取り組みでは、これまでとあまり変わらないものが見受けられます。常総環境センターという広域でゴミと向き合う立場から、CO₂削減で地球の危機を救うという視点での取り組みが必要な時にきているのでは。

3点目といたしまして、具体的な取り組みについてですが、例えば、ごみの減量で地球環境への負荷を軽減するという内容を分かりやすいスローガンにまとめ家庭内の見える場所に提示できるようなA4版程度のミニポスターの配布や、コロナの収束状況にもよりますが4市の消費生活に関わる団体や市民、行政の担当者を集め、気候非常事態とごみについて学び交流する催しなどを開催する必要があるのではないかと。

○議長（中村安雄君） 答弁を求めます。

環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君） はい。関戸議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の常総広域は4市に関わるのですが、それぞれの行政がごみの減量化と資源化について気象変動と異常気象のもとどのように捉えているか把握できていますかということですが、構成4市とも2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの取り組みを表明していることを把握しております。なお、取手市では、取手市気候非常事態宣言を表明し、リデュース、リユース、リサイクルの3Rにリフューズ、不要なものは買わない・受け取らない、を加えた4Rを推進しております。守谷市では、さらにリペア、修理を加えた5Rを推進し、限りある資源を有効に繰り返し使用する循環型社会の形成を目指し、取り組んでおります。

続きまして、2点目の常総環境センターという広域でゴミと向き合う立場から、CO₂削減で地球の危機を救うという視点での取り組みが必要な時にきているのではということですが、CO₂削減には、ごみの減量化やリサイクル等が重要で、市民一人ひとりがCO₂削減について、意識を高めていくことが重要と考えております。常総環境センターでは、小学4年生や市民団体の施設見学及び広報紙等で引き続き市民啓発に取り組むとともに、ごみ減量化では、まずは分別を徹底することにより、リサイクル量を増やすことで、焼却量の削減につながるものと考えます。なお、組合の一般廃棄物処理基本計画は平成30年度から令和14年度の15年間で策定しており、概ね5年ごとに見直すこととなっており、令和4年度の見直しの際は、CO₂削減と減量化、リサイクル等について、構成市と足並みをそろえ、対応策を反映させたいと考えております。

続きまして、コロナの収束状況にもよりますが4市の消費生活に関わる団体や市民、行政の担当者を集め気候非常事態とごみについて学び交流する催しなどを開催する必要があるのではないかとということですが、常総環境センターでは、市民の代表、地元代表による検討委員会で、常総環境センターふれあいデーを開催しており、その中での取組みにそれらの内容も含め、検討してまいりたいと考えております。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村安雄君） 4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君） はい。それでは予算の歳入について質問したいと思います。歳入の概要で、使用料について、令和2年度の当初予算と比べ、減少するとしていますが、温水プールの改修工事の他、コロナによる影響なのか。続いて、廃棄物処理手数料について、家庭系と事業系についてどのようにみているか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

施設課長補佐 瀬尾匡央君。

○施設課長補佐（瀬尾匡央君）はい。2款1項2目土木使用料についてお答えいたします。予算算定につきましては、室内温水プールは、プール改修工事による休止期間を10箇月見込んでいるため2箇月のみの営業として算出しております。

屋外プールでは令和2年度は新型コロナウイルス対策により、入替制による入場者規制を行ったため、令和2年度実績と同数で計上いたしました。

夜間照明使用料につきましては、常総環境センターの余熱・発電を利用した施設としての特色を生かし屋外施設夜間照明の無料化による減であります。

その他の施設につきましては、平成30年度と令和元年度の2箇年実績の平均で算出しております。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君）はい。2款2項1目衛生手数料の廃棄物処理手数料についてお答えいたします。

予算編成時、昨年7月末ですが、前年同期と比較すると家庭系は前年度比約13%増、事業系は約9%減でありました。家庭系は、増加傾向であり、今後も引き続き増加傾向で推移していくと見込み、令和2年度実績を令和元年度実績の約13%増、令和3年度は令和2年度見込みより約5%増の1,413トンを見込みました。事業系は令和2年度実績を令和元年度実績の約9%減と見込み、令和3年度は令和2年度見込みと同量の12,062トンを見込みました。

○4番（関戸勇君。）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。予算の歳出について質問いたします。

衛生費、12委託料で、食品リサイクルについて回収車両1台増、作業員2名増により守谷事業所で協力世帯をどの程度まで増やすことができるのか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君）はい。守谷事業所で協力世帯をどの程度まで増やすことができるのかということですが、現在、守谷事業所の昨年度の協力世帯数が7,839世帯で回収量が857トンです。令和3年度の世帯、回収量は8,300世帯、902トンとなります。今回の増車、増員により約9,000世帯まで対応できると想定していますが、回収効率や距離の面から変動することも考慮して対応したいと考えております。

○議長（中村安雄君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。

議案第6号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村安雄君）これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和3年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 安 雄

議 員 関 戸 勇

議 員 岡 本 昌 弘